本件事業の完成により、計画高水流量30m³／秒から35m³／秒を安全に流下させ、治水安全度を高めることで、本件区間の背後地における住民の生命及び財産の保全に寄与するものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2)　失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、「茨城における絶滅のおそれのある野生動物（動物編）」において危急種に指定されているアカヒレタビラの生息が確認されたが、川が本来持つ多様性に富んだ自然環境が保全・創設されるよう配慮した計画としたことから、本件区間外の改修済み区間においてアカヒレタビラなどの多種多様な生物の確認ができているなど、本件事業の施行による希少動物への影響は軽微であると予測されている。

また、本件事業区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現在の計画高水流量６m³／秒を改修することにより、30m³／秒から35m³／秒を安全に流下させることで、年超過確率１／10程度の降雨における洪水による浸水被害を解消し、地域住民の生命及び財産の保全を図ることを目的とする河川改修事業であり、本件事業の整備計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施工方法については、張芝による引堤及び河道掘削による申請案のほか、ブロック積による引堤及び河道掘削による案、鋼矢板による護岸形成及び河道掘削による案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、用地取得必要面積が最も多いものの、事業費は中位であり、周辺自然環境との調和、景観面で最も優れており、施工期間が最も短くなることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行により生じた、本件区間に架かる県道の橋梁改築工事に伴う附帯工事として行う迂回路及び工事用道路の設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、本件区間においては流下能力が著しく不足していることから、過去に浸水被害が発生しており、本件区間の背後地への浸水被害の発生を防止するため、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　覧場所　茨城県牛久市役所

○四国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
高知市春野町森山字川久保前一番１地先から土佐市中島字東土居六四番１地先まで	前	一二・一〇～二一・〇〇メートル	〇・六六〇キロメートル
	後	二四・四〇～四八・六〇メートル	〇・六六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
高知県幡多郡黒潮町伊田字オリイデン二四五三番１地先から同町伊田字川原田八三七番１地先まで	前	八・七三～二〇・二三メートル	〇・〇二一〇キロメートル
	後	一三・三七～二四・一三メートル	〇・〇二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　高知県幡多郡黒潮町伊田字オリイデン二四五三番１地先から同町伊田字川原田八三七番１地先まで（ただし、関　村河川国道事務所係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十二年五月十一日

○北海道開発局告示第七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月十一日

北海道開発局長　関　克己

一　登録番号　北海道開発局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社札幌工業検査

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	亀谷　正

(2)　変更年月日

平成二十二年四月一日